

三重県広域受援計画 令和2年3月修正案 主な新旧対照表

No.	該当箇所 (修正前)	修正案																
<p>1 第1章総則</p> <p>P.2 第1節基本方針 第1基本的な考え方 図表1-1 国の具体計画の概要</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>救助・救急・消防等</th> <th>医療</th> <th>物資</th> <th>燃料・電力・ガス</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 警察 : 約1.6万人 消防 : 約1.9万人 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約580機、船舶約520隻 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・水 : 応急給水46万m³ (1~7日) ・食料 : 7,200万食 ・毛布 : 670万枚 ・育児用調製粉乳 : 23t ・大人/乳幼児おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 6400万回 ・トイレペーパー : 360万巻 ・生理用品 : 500万枚 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 </td> </tr> </table> <p>国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)</p> <p style="text-align: center;">電力、燃料・ガス</p>	救助・救急・消防等	医療	物資	燃料・電力・ガス	<ul style="list-style-type: none"> ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 警察 : 約1.6万人 消防 : 約1.9万人 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約580機、船舶約520隻 	<ul style="list-style-type: none"> ◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・水 : 応急給水46万m³ (1~7日) ・食料 : 7,200万食 ・毛布 : 670万枚 ・育児用調製粉乳 : 23t ・大人/乳幼児おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 6400万回 ・トイレペーパー : 360万巻 ・生理用品 : 500万枚 	<ul style="list-style-type: none"> 【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 	<p style="text-align: center;">修正案</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>救助・救急・消防等</th> <th>医療</th> <th>物資</th> <th>燃料・電力・ガス・通信</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 警察 : 約1.6万人 消防 : 約2万人 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約490機、船舶約520隻 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎DMAT(登録数1,630チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水 : 46万m³ (1~7日) ・食料 : 7,200万食 ・毛布 : 670万枚 ・乳児用粉 (液体) ミルク : 23t ・大人/乳幼児おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5,400万回 ・トイレペーパー : 360万巻 ・生理用品 : 500万枚 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保 </td> </tr> </table> <p>国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)</p> <p style="text-align: center;">電力、燃料・ガス、通信 (※国の概要図の差し替え)</p> <p>【通信】</p> <p>◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保</p>	救助・救急・消防等	医療	物資	燃料・電力・ガス・通信	<ul style="list-style-type: none"> ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 警察 : 約1.6万人 消防 : 約2万人 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約490機、船舶約520隻 	<ul style="list-style-type: none"> ◎DMAT(登録数1,630チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水 : 46万m³ (1~7日) ・食料 : 7,200万食 ・毛布 : 670万枚 ・乳児用粉 (液体) ミルク : 23t ・大人/乳幼児おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5,400万回 ・トイレペーパー : 360万巻 ・生理用品 : 500万枚 	<ul style="list-style-type: none"> 【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保
救助・救急・消防等	医療	物資	燃料・電力・ガス															
<ul style="list-style-type: none"> ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 警察 : 約1.6万人 消防 : 約1.9万人 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約580機、船舶約520隻 	<ul style="list-style-type: none"> ◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・水 : 応急給水46万m³ (1~7日) ・食料 : 7,200万食 ・毛布 : 670万枚 ・育児用調製粉乳 : 23t ・大人/乳幼児おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 6400万回 ・トイレペーパー : 360万巻 ・生理用品 : 500万枚 	<ul style="list-style-type: none"> 【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 															
救助・救急・消防等	医療	物資	燃料・電力・ガス・通信															
<ul style="list-style-type: none"> ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 <ul style="list-style-type: none"> 警察 : 約1.6万人 消防 : 約2万人 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約490機、船舶約520隻 	<ul style="list-style-type: none"> ◎DMAT(登録数1,630チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水 : 46万m³ (1~7日) ・食料 : 7,200万食 ・毛布 : 670万枚 ・乳児用粉 (液体) ミルク : 23t ・大人/乳幼児おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5,400万回 ・トイレペーパー : 360万巻 ・生理用品 : 500万枚 	<ul style="list-style-type: none"> 【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保 															

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案
2	第1章総則 P. 5 第1節基本方針 第2 過去の大規模災害の教訓を踏まえた計画	<p>6 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する教訓</p> <p>(1) 緊急車両認定の周知等事前準備</p> <p>熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した。 このため、緊急車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。</p> <p>(2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要</p> <p>熊本地震では、4月16日に発生したマグニチュード7.3の地震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機車によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。 このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。</p>	<p>6 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する教訓</p> <p>(1) 緊急車両認定の周知等事前準備</p> <p>熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した。 このため、緊急車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。</p> <p>(2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要</p> <p>熊本地震では、4月16日に発生したマグニチュード7.3の地震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機車によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。 このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。</p> <p>(3) 通信の臨時確保ができる体制確保が必要</p> <p><u>平成28年の台風10号の際の岩手県や平成29年の九州北部豪雨での福岡県では、指定公共機関である通信事業者も県の災害対策本部に入り、県や総合通信局等との速やかな情報共有に努めた。</u> <u>この対応により通信の迅速な確保を図った経験を踏まえ、通信の確保に関して実効性向上を図るべく、災害時のスキームを明確にしておくことが必要である。</u></p>
3	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P. 155 第9節 電力の臨時供給 第2 災害発生時の対応（県内での対応）	<p>2 県内一般送配電事業者への要請と臨時供給</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、県内一般送配電事業者に対し要請する。</p>	<p>2 県内一般送配電事業者等への要請と臨時供給</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、<u>県内一般送配電事業者に対し要請する。また、必要に応じて協定事業者へ電源車の派遣を要請する。</u></p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
4	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	P. 155 (新設)	<p>【令和元年房総半島台風における事例】</p> <p><u>電力確保における倒木処理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年房総半島台風において被災地となった千葉県では、倒木によって被害状況の情報収集や電力の復旧作業に時間を要した。 ・岐阜県では電力会社の協力のもと、停電発生を未然に防ぐため、電力施設への影響を及ぼす恐れのある樹木の事前伐採について事業化されている。また、和歌山県は災害により発生した倒木等の障害物の処理について電力会社と協定を結んでおり、県が処理を代行できることになっている。 <p><u>重要施設における電力の臨時供給</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県、市町及び電力会社の間で、優先的に確保すべき重要施設や電源車などの要請について円滑な情報共有ができず、重要施設へ電力を速やかに供給することができなかった。 ・大阪府の泉南市では、停電が長期化したときに備え、電源車を優先的に配置させる施設をリスト化し、電力会社と共有している。

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案											
5	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P. 161以降	(新設)	<p>第12節 要旨 (通信の臨時確保)</p> <p>第1 目的</p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確保できないことが想定される。 このような想定の下、国は、電気通信事業者との協力体制¹⁸を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。 この「通信の臨時確保に関する計画」は、災害応急対策活動の拠点となる重要施設における必要な通信を確実に確保することを目的として、受援及び支援活動等について定める。</p> <p>第2 計画に基づく活動期間</p> <p>通信の臨時確保に関する活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象とする。</p> <p>【タイムライン】</p> <table border="1" data-bbox="1662 835 2700 1218"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>行動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通信の臨時確保 (発災～発災後12時間)</td> <td>通信支障の発生状況を県内電気通信事業者を確認</td> </tr> <tr> <td>重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査</td> </tr> <tr> <td>県内電気通信事業者に通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請</td> </tr> <tr> <td>通信の臨時確保 (発災～発災後1日目)</td> <td>緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信の臨時確保 (発災～発災後2日目以降)</td> <td>国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請</td> </tr> <tr> <td>国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保 重要施設における通信の確保状況の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 概要</p> <p>1 国・県・市町の活動の概要</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>県は、県内電気通信事業者に対し、通信支障が発生している地域を確認した上で、重要施設における通信の臨時確保の必要性を照会する。収集した情報を基に、通信の臨時確保が必要な重要施設の優先順位の検討し、県内電気通信事業者に対し通信の臨時確保を要請する。県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ通信の臨時確保の要請を行い、国は、電気通信事業者との協力体制を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。</p> <p>¹⁸ 発災後、総務省の判断により、東海総合通信局と関係電気通信事業者の担当官から構成される「通信確保調整チーム」を設置し、県災害対策本部等との連絡調整を行う。「通信確保調整チーム」は、被災県災害対策本部など被災県の情報を迅速に把握できる場所での活動を想定している。</p>	区分	行動項目	通信の臨時確保 (発災～発災後12時間)	通信支障の発生状況を県内電気通信事業者を確認	重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査	県内電気通信事業者に通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請	通信の臨時確保 (発災～発災後1日目)	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供	通信の臨時確保 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請	国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保 重要施設における通信の確保状況の確認
区分	行動項目													
通信の臨時確保 (発災～発災後12時間)	通信支障の発生状況を県内電気通信事業者を確認													
	重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査													
	県内電気通信事業者に通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請													
通信の臨時確保 (発災～発災後1日目)	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供													
通信の臨時確保 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請													
	国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保 重要施設における通信の確保状況の確認													

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案
-----	------------	----	-----

6

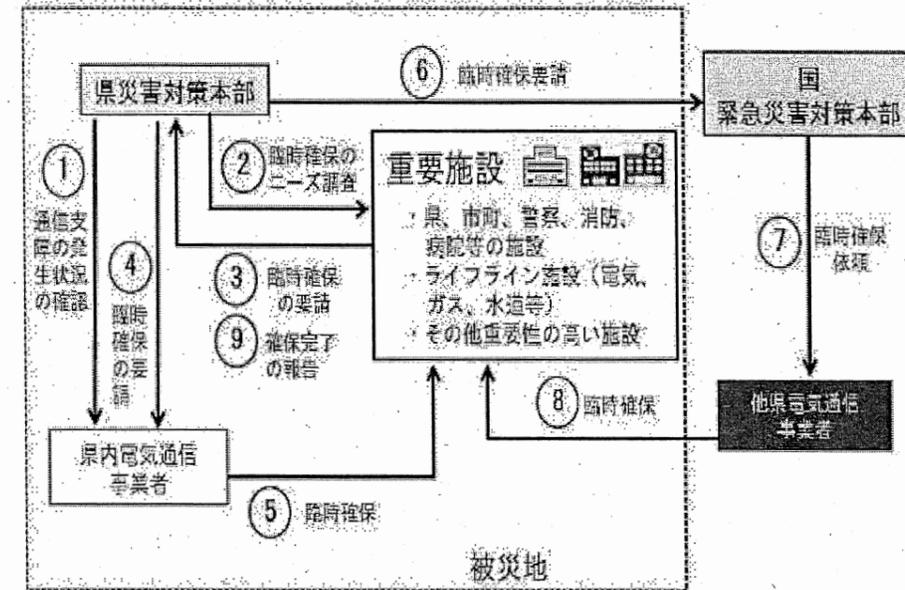
第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

P. 161以降

(新設)

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画/要旨 (通信の臨時確保)

図表7-10 通信の臨時確保の流れ



(1) 通信の臨時確保の拠点

① 電気通信事業者

指定公共機関である電気通信事業者のことで、災害発生時には、通信が途絶した重要施設に対し、基地局や交換機器等の通信設備における電力又は伝送路の確保及び非常用発電機の燃料確保等についての対応状況並びに基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器 (小型ポータブル衛星装置等) 等の展開等による通信の臨時確保を行う。

本県を所管する事業者は、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社である。

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案
-----	------------	----	-----

7

第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

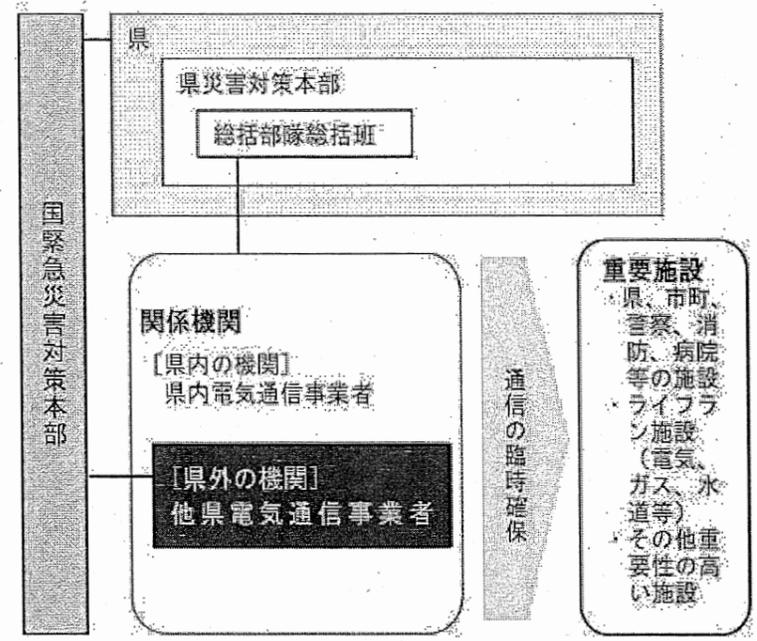
P. 161以降

(新設)

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画/関係機関の役割

第13節 関係機関の役割

図表7-11 通信の臨時確保に関する関係機関の体制



No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案																
8	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P. 161以降	(新設)	<p>第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画/関係機関の役割</p> <p>第1 指揮又は調整を行う機関</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急災害対策本部</td> <td>広域的な通信の臨時確保の調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害対策本部</td> <td>市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 通信の臨時確保を行う機関</p> <p>1 県内の関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>重要施設における通信の臨時確保</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	主な役割	県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 	関係機関	主な役割	緊急災害対策本部	広域的な通信の臨時確保の調整	関係機関	主な役割	市町災害対策本部	市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請	関係機関	主な役割	電気通信事業者	重要施設における通信の臨時確保
関係機関	主な役割																		
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	<ul style="list-style-type: none"> 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 																		
関係機関	主な役割																		
緊急災害対策本部	広域的な通信の臨時確保の調整																		
関係機関	主な役割																		
市町災害対策本部	市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請																		
関係機関	主な役割																		
電気通信事業者	重要施設における通信の臨時確保																		

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
9	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 P. 161以降	(新設)	<p style="text-align: center;">第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画/通信の臨時確保</p> <p>第14節 通信の臨時確保</p> <p>第1 平時の事前準備</p> <p>県は、災害発生時に通信の臨時確保が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・総務省等）、県内電気通信事業者と共有する。</p> <p>第2 災害発生時の対応（県内での対応）</p> <p>1 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、県内のどの地域で通信支障が発生しているのかについて、県内電気通信事業者を確認する。</p> <p>2 通信の臨時確保のニーズ調査</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、通信の臨時確保のニーズ調査をする。</p> <p>3 県内電気通信事業者への要請と通信の臨時確保</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、ニーズ調査に基づき、通信の臨時確保を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への通信の臨時確保を、県内電気通信事業者に対し要請する。</p> <p>4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内電気通信事業者へ情報提供する。</p> <p>第3 災害発生時の対応（国への要請）</p> <p>1 国への要請</p> <p>県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県内電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設への通信の臨時確保が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時確保を要請する。</p> <p>2 臨時確保の受入れ対応</p> <p>国緊急災害対策本部は、電気通信事業者との協力体制を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。 重要施設の施設管理者は、要請した臨時確保の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）へ確保完了を報告する。</p>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
10	第7章燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	P. 161以降	(新設)
			第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画/通信の臨時確保
			3 緊急輸送ルート ¹ の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
			県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート ¹ の被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県電気通信事業者へ情報提供する。

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案
11	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画 P. 186 第3節 一般事務職員の受入れ 第3 支援活動及び調整	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">第3 支援活動及び調整</div> <p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）に対しては、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">第3 支援活動及び調整</div> <p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）に対しては、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、<u>応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。くわえて、必要に応じて、被災市町間で情報共有を図るため、各市町災害対策本部に派遣されている応援職員等を対象にした連絡調整会議を開催する。</u>また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>
12	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画 P. 187 第3節 一般事務職員の受入れ (新設)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【令和元年東日本台風における長野県中野市支援への支援事例】</p> <p>ノウハウに関する支援 長野県中野市への支援では、被災自治体の職員数を補う量的な支援ではなく、ロードマップの作成などのノウハウについての質的支援となった。ノウハウの支援によって災害対応の全体像をつかむことができ、円滑な災害対応につなげることができた。</p> <p>応援職員連絡調整会議の開催 中野市を支援する際には、三重県隊の発案により、総務省、応援県市及び長野県を対象とした応援団体連絡調整会議を定期的に行うことにした。 これにより、対口支援が決まっていなかった飯山市や佐久穂町などへの対口支援が決定し迅速な災害対応につなげることができた。</p> </div>

No.	該当箇所（修正前）	現行	修正案
13	第9章自治体応援職員の入りに関する計画 P. 188 第4節 専門職種職員の受入れ 第3 支援活動及び調整	<p>第3 支援活動及び調整</p> <p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）に対しては、業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>	<p>第3 支援活動及び調整</p> <p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）に対しては、業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、<u>応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。くわえて、必要に応じて、被災市町間で情報共有を図るため、各市町災害対策本部に派遣されている応援職員等を対象にした連絡調整会議を開催する。</u>また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>

14

第9章自治体応援職員の受入れに関する計画

P. 189
第4節 専門職種職員の受入れ
第4 主な専門職種職員の受入れ

第4 主な専門職種職員の受入れ

主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。

専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね2~3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
	<pre> graph TD A[被災市町] -- 要請 --> B[県災害対策本部 (被災者支援部隊)] B -- 要請 --> C[広域調整ブロック幹事県 (近畿圏又は中部圏)] C -- 要請 --> D[国土交通省] D -- 調整 --> E[広域調整ブロック幹事県 (全国)] E -- 調整 --> B E -- 調整 --> F[他の都道府県] F -- 支援 --> A </pre>			

第4 主な専門職種職員の受入れ

主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。

専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね2~3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
	<pre> graph TD A[被災市町] -- 要請 --> B[県災害対策本部 (被災者支援部隊)] B -- 要請 --> C[広域調整ブロック幹事県 (近畿圏又は中部圏)] C -- 要請 --> D[国土交通省] D -- 調整 --> E[広域調整ブロック幹事県 (全国)] E -- 調整 --> B E -- 調整 --> F[他の都道府県] F -- 支援 --> A G[広域支援本部 (ブロック幹事県)] -- 要請 --> B </pre>			

15

第9章自治体応援職員の受入れに関する計画

P. 190
第4節 専門職種職員の受入れ
第4 主な専門職種職員の受入れ

(新設)

【令和元年東日本台風における事例】
三重県が対口支援を実施した長野県中野市では、災害廃棄物が大量に発生すると見込まれたことから、三重県に対して、対口支援のスキームで化学技師（災害廃棄物処理スペシャリスト）の派遣を依頼した。これを受けて、三重県から2名の化学技師の派遣を実施した。なお、県内市町では、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画や友好都市協定に基づき、被災地に職員を派遣した事例もあった。

No.	該当箇所 (修正前)	現行	修正案
16	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画 P. 208 自治体応援職員の業務内容	(新設)	<div data-bbox="1617 241 2745 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【令和元年東日本台風における事例】 災害対応のノウハウ支援におけるバックアップ体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風において長野県中野市の支援を実施した際に、三重県内の被災経験市町職員や、三重県外の防災スペシャリスト人材、人と防災未来センターなど専門機関に、過去の経験やノウハウを確認しながら支援を行ったことで、中野市のニーズに応えることができた。 このような関係は、三重県が受援県となった場合においても非常に有効であるため、今後も引き続き、県内市町との顔の見える関係、その他多くの自治体職員や専門機関との人脈などを構築していく必要がある。 </div>